

固定資産税に関する「相続人」「現所有者」「現に所有している者」

◎多くの場合、「相続人」「現所有者」「現に所有している者」は同一の方となりますが、それぞれ法的立場が以下のとおり異なります

【相続人について】

固定資産税に関する「相続人」とは「被相続人の方の納税義務を承継する方」のことです。（相続放棄等の特段の事情が無い限り、当然に納税義務を承継します。）

相続人は、「被相続人の方がお亡くなりになった年以前分の固定資産税の納税義務」にのみ関係します。

【現所有者について】

固定資産の登記名義人等（登記名義人及び未登記家屋の名義人。以下同じ。）が亡くなり、相続が発生してから相続登記等（相続登記及び未登記家屋の名義変更手続き。以下同じ。）が完了するまでの間、主に相続人がその固定資産の「現所有者」となります。（相続が発生した時点で当然に「現所有者」となります。）

※「現所有者」は主に相続人ですが、特定遺贈があった場合等、相続人ではない方が現所有者となることもあります。その場合、遺言書の写し等の提出をお願いすることがあります。

【相続人兼現所有者について】

上記のことから、多くの場合相続人と現所有者は同一の方となり「相続人兼現所有者」となります。

【相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出について】

市では、相続人の中から「相続人代表者」を指定していただくようお願いしており、その方だけに、被相続人の方がお亡くなりになった年以前分の固定資産税に関する書類を送付させていただいております。納付が完了していない税金がある場合には、その納付についてもお願いしております。

また、現所有者の方は、市に対して現所有者申告書を提出していただく義務があります。（ひたちなか市市税条例第74条3項）申告の際には、現所有者の中から「現所有者代表者」を選んで申告していただくようお願いしております。（代表者でない現所有者も併せて申告していただくことができます。）

「現所有者代表者」は、被相続人の方がお亡くなりになった年のうちに相続登記等が完了しない場合、その翌年以降は、相続登記等が完了するまで、「現に所有している者の代表者」（後述）となり、この方だけに、被相続人の方がお亡くなりになった年の翌年以降分の固定資産税に関する書類を送付させていただいております。

●固定資産に関する「相続人」と「現所有者」は上記のとおり性質の異なるものではありませんが、同一の方となる場合が多いことから、当市においてはその代表者を「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」により指定・申告していただいております。

◎現所有者の申告期限

自身が現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで

※事務手続きの都合上、申告期限より前や後に提出をお願いする場合がありますのでご了承ください

【現所有者の不申告に関する過料】

所有者が申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する旨が規定されています。

(地方税法第386条、ひたちなか市税条例第75条)

【現に所有している者（現に所有している者の代表者）について】

固定資産税は、原則的に毎年1月1日（賦課期日）時点での登記名義人等に課税することとなりますが、登記名義人等がお亡くなりになっている場合、賦課期日時点で固定資産を「現に所有している者」に課税することとなっています。

前述のとおり、被相続人の方がお亡くなりになった年のうちに相続登記等が完了しない場合、賦課期日時点での「現所有者」の方が、固定資産を「現に所有している者」となります。

「現所有者代表者」として申告いただいた方がいらっしゃる場合、原則として、この方を「現に所有している者の代表者」として、賦課期日の属する年の固定資産税を課税させていただきます。これは、相続登記等が完了する年まで継続します。

※ただし、納税状況、その他の事情により、現所有者代表者以外の現所有者に課税する場合があります。

●どなたからも現所有者の申告が無かった場合には、当市で現所有者を調査のうえ課税させていただきます。そのため、申告の有無に関わらず、いずれかの現所有者には必ず課税をさせていただくこととなります。

【「相続人」と「現に所有している者」の違いについて】

「相続人」は「被相続人の方がお亡くなりになった年以前分の固定資産税」についての「納税義務を承継する方」であり、その方自身は同年における固定資産課税台帳上の「所有者」ではなく、固定資産税の「納税義務者」でもありません。（被相続人の方が「所有者」「納税義務者」です。）

これに対して、「現に所有している者」は、「被相続人の方がお亡くなりになった年の翌年以降分の固定資産税」について、その方自身が同年における固定資産課税台帳上の「所有者」となり、固定資産税の「納税義務者」となります。

また、「納税義務」に関して、「相続人」の方が承継する納税義務は、相続人が複数いらっしゃる場合には「相続分により按分した納税義務」です。つまり、支払う義務があるのは、相続分に応じた税額のみです。

これに対し、「現に所有している者」が複数いらっしゃる場合、その納税義務は「連帯納税義務」となります。（所有者が複数いらっしゃる場合、その固定資産は「共有資産」となり、共有資産に係る納税義務は「連帯納税義務」となるためです。）連帯納税義務とは、共有者各人が課税額全額に対して等しく納付する義務を負うものであり、前述の「相続分により按分した納税義務」とは異なります。